

11

安全なまちづくりの推進

現状と課題

◇ 交通事故や刑法犯の状況

子どもをねらった犯罪や子どもの交通事故の報道が後を絶たないなか、保護者においては、子どもの安全についての不安が高まっていると考えられます。

市民意向調査によると、子どもの遊び場について感じることとして、就学前の子どもを持つ保護者の 19.4%が「遊び場周辺の道路が危険である」と回答し、11.2%が「遊び場やその周辺の環境が悪くて、安心して遊べない」と回答しています（p37 の図表4-2-10 参照）。

また、府中警察署管内における交通事故による負傷者数や刑法犯の発生認知件数は高止まりの状況となっています（図表4-2-60、図表4-2-61）。

◇ 地域ぐるみでの安全への取組

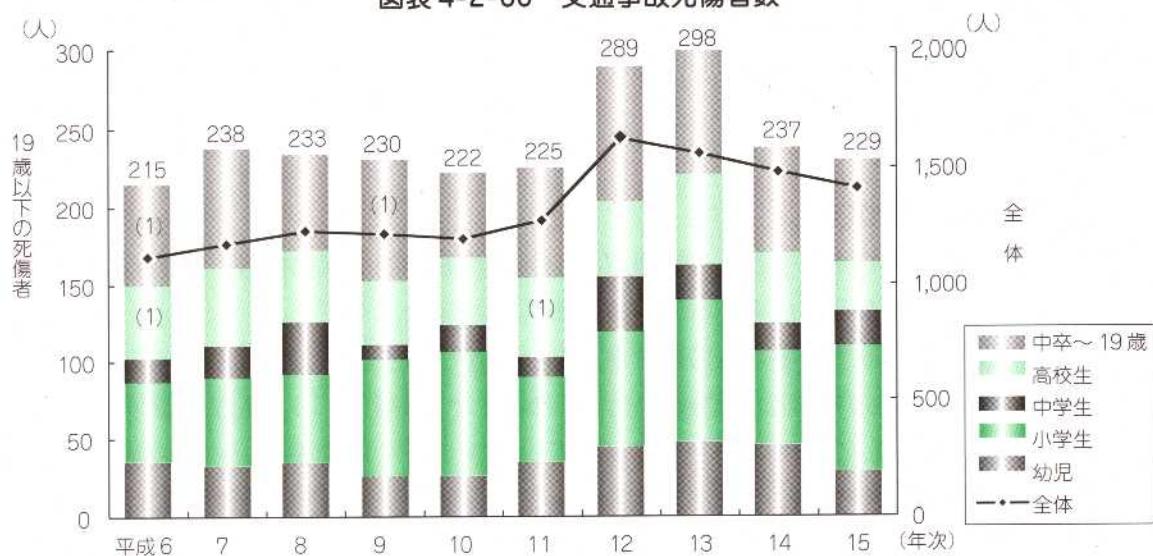
東京都では、平成 15 年 10 月に「東京都安全・安心まちづくり条例」が施行されました。市においても、平成 16 年 1 月に「府中市市民生活の安全確保に関する条例」を施行し、地域安全への取組を推進するため、府中市生活安全推進会議を設置しました（図表4-2-62）。

市民と事業者と行政がそれぞれの役割を理解し、協力し連携した地域ぐるみの安全対策を進めていくことが課題となっています。

◇ 子どもたちの安全意識の向上

交通安全や防犯にあたっては、被害に遭う可能性がある子どもたち自身の意識を高めることが重要です。交通ルールや事故の防止に関する知識、犯罪に遭いそうになった時に自らの身を守る方法などについて、家庭、学校、地域など様々な場で教育し、実践を習慣づける取組が必要です。

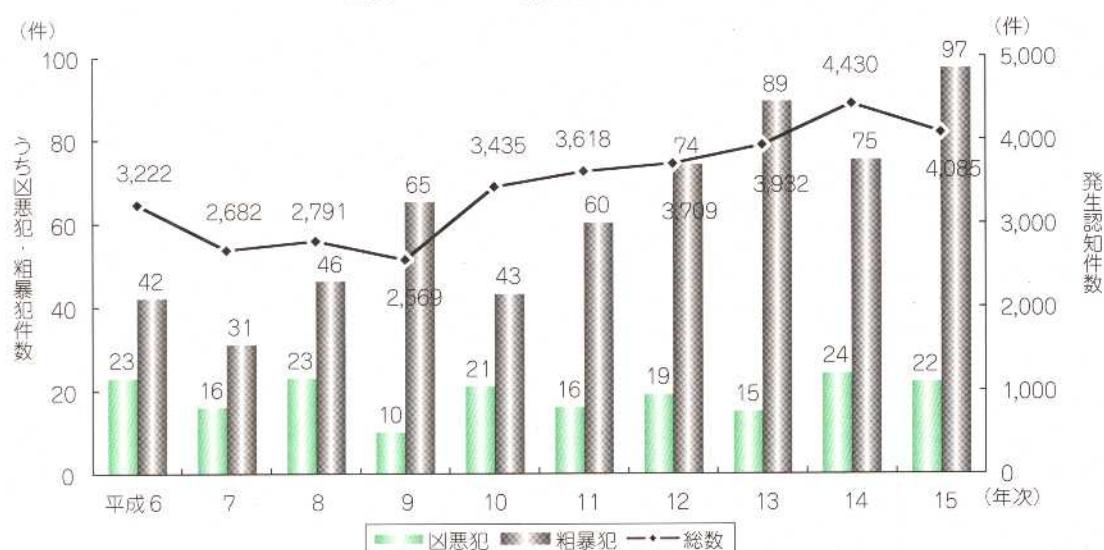
図表 4-2-60 交通事故死傷者数



資料：府中警察署

注：数字は19歳以下の死傷者の合計人数。()内は死亡者人数。

図表 4-2-61 刑法犯の発生認知件数



資料：府中警察署

図表4-2-62 府中市市民生活の安全確保に関する条例の概要

項目	内容
条例の目的	府中市から犯罪をなくすために、市、市民、事業者などの役割・責任を定めるとともに、それがお互いに協力し、連携した活動を推進することによって、市民生活の安全を確保し、すべての市民が安心して、生活ができる地域社会の実現を図ることです。
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活の安全確保に努めるよう意識の高揚を図ります。 安全を確保するための自主的活動への支援をします。 市・市民・事業者などの協働による安全確保の対策を実施します。 対策を実施する場合は特に子どもと高齢者に配慮します。 学校、児童施設内及び通学路や公園などの安全確保を図ります。 市が管理する施設は犯罪防止に配慮します。 警察その他関係機関の協力を得て、活動に必要な情報を提供します。
市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 条例の目的を理解し、自ら日常生活において、安全の確保に積極的に取り組むよう努めなければなりません。 市が行う市民生活の安全確保の対策に協力するよう努めなければなりません。 自らが所有する建築物などについて犯罪防止に配慮したものとなるよう努めなければなりません。
事業者などの役割	<ul style="list-style-type: none"> 条例の目的を理解し、事業を行うに当たっては、自ら行う事業活動の安全確保に努めなければなりません。 市民の行う安全確保の活動に協力しなければなりません。 市の行う対策に協力するよう努めなければなりません。 自らが事業を行う建築物などについて犯罪の防止に配慮したものとなるよう努めなければなりません。 不特定多数の市民が利用する店舗などを建築するときは、利用者の安全を確保するため、犯罪防止に配慮したものとなるように努めなければなりません。
府中市生活安全推進会議の設置	<ul style="list-style-type: none"> 市民公募と関係機関、防犯関係団体など幅広く地域活動を行なっている方による府中市生活安全推進会議を設置します。 府中市生活安全推進会議では、犯罪の発生状況や犯罪防止に関する情報等の一元化を図り、施策の立案、実施方法などを検討し、具体的には街頭パトロールなど効率的な活動ができるようにします。

資料：府中市環境安全部

(1) 地域の安全対策の推進

施策の方向

防犯意識の啓発や犯罪発生情報の提供を行うとともに、地域のひとびとや事業者と協力した防犯パトロールなどの犯罪防止活動を行うことにより、安全なまちづくりを推進します。

施策・事業名	内容	区分	現状及び目標
防犯意識の啓発	警察や防犯関係団体と連携して、防犯意識の啓発や犯罪発生情報の提供を行います。	継続	(現状:H16) 広報 月1回 自治会回覧板 年4回 ホームページ、FAX
地域安全の推進	市・市民・事業者等が自らの責任において犯罪の防止に努め、連携した活動を行うことにより、「犯罪を起こさせない、犯罪が起きにくいまち」にし、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。	重点	(現状:H16) 警備会社に委託し警備員が巡回 市民によるパトロール 防犯関係団体等によるパトロール 犬のおさんぽパトロール 子ども見守りパトロール 自転車パトロール 事業者によるパトロール 市職員によるパトロール 地域安全運動 (目標) 保護者、学校、地域のひとびとと連携した活動の推進
青少年健全育成市民運動 (再掲)	青少年対策地区委員会、PTA連合会、小中学校校長会及び府中警察署との連携のもとに、地域における青少年健全育成の充実を図ります。	継続	(現状:H16) 地域のパトロールや懇談会など地域活動 青少年健全育成協力店 58店 青少年対策委員 616人 緊急避難の家 1,847軒

(2) 交通安全対策の推進

施策の方向

交通安全協会等と連携して交通安全運動や広報活動などを実施し、交通安全意識の啓発や交通ルールの遵守、交通マナーの向上に努めます。また、道路の新設にあたっては、車いすが通行できる歩道幅員の確保や自転車道の設置、歩車道の分離など、歩行者優先の道路整備を進めます。

施策・事業名	内容	区分	現状及び目標
交通安全意識の啓発	交通安全思想の普及・啓発を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけます。また、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ります。	継続	(現状:H16) 春・秋の交通安全運動(各10日間実施) 幼児交通安全教室職員派遣事業 小学生・高齢者自転車競技大会 交通安全市民の集い 交通安全パレード2回
あんしん歩行エリア	府中駅北側地区は、幼稚園、小学校、中学校、農工大、病院、福祉施設等があり、幅員の狭い道路では、朝夕の通勤・通学時は歩行者・自転車が自動車と輻輳して危険な状態となっています。歩行空間の安全を確保するため、あんしん歩行エリアとして設定し、エリア内の整備を順次実施します。	継続	(現状:H16) 府中駅北側地区 230ha をあんしん歩行エリアに設定